

なお、本プログラムを適用する従業員の範囲は、事業場に雇用される従業員すべてとする。

<第5ステップ> 職場復帰後のフォローアップ	
定期面談 プランの見直し ↓ 再発防止	担当者〇〇は、疾患の再燃・再発や新しい問題の発生等の有無確認のため定期面談を実施する。 〇週間及び〇週間後に担当者〇〇は面談し、体調（特に睡眠・食欲の状態）、治療通院及び職場での勤務等の状況を確認する。 職場復帰支援プランの実施状況を確認、必要に応じて見直しをする。 所属長は状態把握をし、担当者〇〇との連携を図る。
勤務制限の解除	会社は、担当者〇〇および所属長の情報をもとに勤務制限を解除する。 担当者〇〇および所属長は、通常勤務を実施後の6か月はフォローアップをして安定性を確認する。

- ① ○○産業保健総合支援センター
- ② ▼▼障害者職業センター
- ③ ◇◇精神保健福祉センター
- ④ □□保健所
- ⑤ 医療機関 EAP等
- ⑥ ○○発達障害者支援センター